

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出
霧島市長 中重 真一

記

- 1 財産の種類及び数量 食器洗浄機 1台、棚回転式食器消毒保管機 1台
フードスライサー 1台、小型ボイラ 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札による
- 3 取得金額 金71,659,500円
- 4 取得の相手方 所在 鹿児島市伊敷町4745番地4
氏名 鹿児島アイホー調理機株式会社
代表取締役 長峯 幹樹

（提案理由）

隼人学校給食センターの食器洗浄機その他の厨房機器を更新するため、財産を取得しようとするものである。

（参照）入札状況は、別紙のとおり。

(別紙)

食器洗浄機 1台、棚回転式食器消毒保管機 1台

フードスライサー1台、小型ボイラ1台

入札状況

入札者氏名	入札金額	備考
鹿児島アイホー調理機株式会社 代表取締役 長峯 幹樹	65,145,000円	落札 消費税 6,514,500円
ホシザキ南九株式会社 霧島営業所 所長 山本 隆博	67,930,000円	
SS工業 代表 鮫島 勝志	68,539,000円	
株式会社中西製作所 鹿児島営業所 所長 常原 良昭	72,973,000円	
株式会社コーワテック 代表取締役 吉元 健	69,835,000円	